

令和5年度 第1回尼崎市議会議員政治倫理審査会 議事録

開催日時	令和5年5月12日（金）午前10時00分から
開催場所	第1委員会室
出席者	丸山会長、駒林副会長、梅村委員、丹羽委員、山口委員 議会事務局長、議会事務局次長、総務課長、総務課係長、政策 調査担当係長 辻議員、松岡議員、別府議員、長崎議員

1 開会

議会事務局長より開会の発言があった。

2 議長あいさつ

津田議長よりあいさつがあった。

3 委嘱状の交付

津田議長から各委員への委嘱状の交付を行った。

4 委員自己紹介

各委員から自己紹介があった。

5 会長の互選

丸山委員を推薦する意見があり、丸山委員が会長となった。

6 会長あいさつ

丸山会長よりあいさつがあった。

7 副会長の互選

会長の指名の方法により、副会長に駒林委員を指名した。

8 事務局職員の自己紹介

出席している事務局職員より自己紹介があった。

9 審査会の運営

(1) 会議録の公開について

会長から審査における発言内容については全て記録する。発言者については、会長、副会長、委員、議員、事務局、参考人等の役職等のみの記載とし、尼崎市議会のホームページにおいて公開するものとしたいがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

(2) 会議の公開について

会長から、政治倫理条例第6条第3項において、本審査会の会議については、公開するものとされており、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができることとされており、ご確認願いたいとの発言があった。

(3) 傍聴の取扱いについて

会長から、本審査会の傍聴については、尼崎市議会議員政治倫理審査会条例施行規程第5条に基づき尼崎市議会委員会等傍聴取扱要綱の例によることとなっている。傍聴定員については、議員、報道関係者を除き10人とすることと致したいので、ご承知おき願いたいとの発言があった。

10 審査事項

会長から、本日の審査会について、読売新聞から、写真撮影等の許可願いが提出されており、会長において、これを許可しているので了承願いたい。また、市政記者から、写真撮影等の申出があるので、承知おき願いたいとの発言があった。

次に、会長から、審査を進めるにあたり、事実確認等を行うため、当時、光本圭佑議員が所属していた日本維新の会の所属議員に出席を求めたいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

(辻議員、松岡議員、別府議員及び長崎議員 着席)

(1) 調査請求内容の報告

事務局から説明があり、質疑等はなかった。

(2) 各事象について

会長から、事象については、全てで6つあり事象1から6まで、1つずつ確認を行う。なお、政治倫理基準違反の行為の存否については、関係者からの聴取が必要であり、次回以降に審査するものと考えている。ついては、今回は各事象における背景、経過の確認をお願いしたいとの発言があり、続いて、事象1について事務局から説明があり、次のとおり質疑応答があった。

委員 事務局にお尋ねをしたいんですけども。ちょっと事象1だけじゃないんですが、日本維新の会さんの通帳ですね、この光本議員のご自宅の近所の SMBC、三井住友銀行の支店で作られたというふうに、書かれてて、この市役所のすぐ隣には市役所出張所といますか、あの会計室の隣に、銀行があるんですけど。わざわざ自分の家の近所に、口座を設けるというような、他の会派は、あるんでしょうか。

事務局 多くはおっしゃられる通り尼崎市役所出張所がございますのでそちらの方で口座を開くと。あるいは尼崎信用金庫で口座を開かれている会派もございますので、そういった場合は近くの支店の方で開設されている場合がございますけれども、あんまりご自宅の近くという例はあまりないかなと。ただ規定上、禁止をしているわけではございません。

委員 パソコンの購入なんですけれども、この後資料のところに家電量販店のものはあるんですけども、そのなかに出てくるA社っていうのは、見積書とかそういうのはないということでもよろしいでしょうか。

事務局 A社と後ほど出てくる事象2の家電量販店とは別の業者となっております。A社につきましては、見積書なんですけれども、昨年5月の末にA社からの見積書ということで光本議員から提出がございましたということでございます。

A社の社長いわくは、昨年の5月に光本議員から見積書を作成してほしいということを頼まれたと。その日付は、さかのぼって令和3年6月の日付にさかのぼった見積書を作ってほしいということで、A社の社長からはそう言った証言は得られているところでございます。

委員 少し議会のシステムがわからないんですが、これ、会派のお金ですよ、その会派の会計の責任者というのは幹事長以外におられたんですか。おられたとしたら、何でそんな長期間現物は来ないし、お金は戻ってこないということを放置されたんでしょうか。ちょっと理解できないんですが。ということで、質問として。

会長 これは会派に対するご質問ですね。会派から、今日はお答えいただけますでしょうか。

委員 今日駄目だったら次回で結構です。その辺のところを疑問に思いましたので。

議員 本日は貴重なお時間を申し訳ございません。ありがとうございます。私達、会派の他の議員が把握をしていませんでした。通帳からお金を出して光本氏にお金を渡したということも把握をしておりませんでした。

会長 ありがとうございます。その点については今後もまた詳細をお尋ねすることも出てこようかと思いますので、またその機会に改めて質問するということでよろしゅうございますか。

事務局 補足ですけれども、当時の施行規則上は会派に責任者とは別に、経理責任者というのを置かないといけないということで規定上はなっておりますのでそれだけ付け加えさせていただきます。

次に、事象2について事務局から説明があり、次のとおり質疑応答があった。

会長 委員の皆様、ちょっとまだ見ていらっしゃるようなので、私から一つお尋ねしたいんですが。変造とか偽造とか、ちょっと刑事の用語が出ておりますが、これは警察に捜査の被害届ですとか、告発ですとか、何かそういうことはなさってるんでしょうか。お願いします。

事務局 本件につきましては昨年、令和4年の8月5日に本市議会事務局の事務局長名で、兵庫県警に対しまして告発状を提出をしております。告発状の内容としましては、今会長がおっしゃいました事象2のことをございまして、一つが納品書の偽造及びその行使、それから領収書については変造及びその行使ということで、その疑いがあるということで昨年8月に告発状を提出したものでございます。

会長 ありがとうございます。

昨年の告発ということで、その後、捜査状況については警察から説明を受けておりますか。なければならないで結構です。

事務局 特に捜査状況の説明はございません。

委員 それに絡んでなんですけれども。警察はこの告発を受理されたんですか。自己紹介で

申し上げたように、8年前、私、市会事務局長時代に、最終的に3名の議員が政務活動費の不正詐取というんですか、議員が逮捕されたんですけれども。そのときの経験では、議長が持参しても受理までに三度かかったというふうなことだったんですけど。警察のこの告発の取り扱いというのは、どういうふうな状況になっているのか教えていただければありがたいんですが。

事務局 受理はされております。昨年8月5日に受理はされております。ただそれ以前に、当然兵庫県警の方に相談等はしております、正式提出が8月5日で即受理という形になったということでございます。

委員 重ねて恐縮です。領収証の変造は今回なくて、見積書の変造、偽造ということなんですけれども、見積書の、政務活動費における意味合いというか。

ご説明を事前にお聞きすると、光本議員は納品のものに合わせて、見積書を作成したという。何かそういうふうにお聞きをしたんですけれども、その辺りの事務局側が告発に至ったこの見積書の変造、偽造についてはどういうふうに私どもは認識しとったらいいかを教えてくださいたいです。

事務局 偽造がありましたのは、見積書ではなくて納品書の偽造でございます。納品書と申しますのは、領収書に添付されてる納品書ということになるんですけれども、領収書の方は、総額しか揭示がございませんので、その内訳、具体的に何をいくらで買ったのかということ証する書類として納品書でなくてもいいんですけれども、要するにその明細がわかるような形での書類を、我々としては徴しております、それが今回納品書という形で提出があったのですけれども、その納品書が偽造されていたということでございます。これにつきましては日本維新の会の会派の方で調査をしていただいたんですけれども、実際に買っていたものと、納品書に記載をされていたものとが違ってたという形になっております。先ほど少し総務課長から説明がありましたように、会派の方に送られてきた備品等と、自宅に送られてきた備品等がございまして、会派の方に送られてきた備品等が約52万円相当なんですけれども、その会派の方に送られてきた備品の内容に合わせるような形で、納品書が作られていた。つまり一つ一つの備品の単価が少し上がったような形で、納品書が作られていた。納品書に掲載があつて、一部、実は買ってないものもあつたんですけれども大まかに言いますと会派に送られてきたもの全てを納品書で、示すような形になっていたという形になっているところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 その他にございませんでしょうか。ごめんなさい、ちょっとこれ事象2が長くなってしまって申し訳ないですけど、私一つ聞きたい事がございまして、その作り変えられたその書類等々が作られて、令和4年6月に把握されたという、これ令和3年の支出でございますよね。この政務活動費、年度末に締めて、残金があれば返金するという取り扱いは承知しているわけなんですけど、これは作り変えられた書類に基づいて一旦精算されておつたんでしょうか。それはその後どういう状況になってるんでしょうか。もし、わかれば

教えてください。

事務局 令和 3 年度に購入されたものでございますので令和 3 年度につきましては既に精算行為が行われております。ですので、この納品書に基づいた金額が正当なものとして一度精算が終わっております。ただし、会長からございましたように、その後こういった事態が昨年 6 月に、令和 4 年 6 月に発覚いたしましたので、それに基づきまして、住民監査請求というものがございまして、この行為について不法ではないかということで、市長の方から、この金額 76 万円の返還請求をすべきだという住民監査請求が昨年ございまして、8 月ぐらいだったと思うんですけども、8 月にございまして、本市監査委員におきましては、その手続きが不法行為、違法行為だったということがございましたので、76 万円分全額違法だということで、市長に対して、日本維新の会に対し返還請求すべきだということがございましたので、それを受けて市長から日本維新の会の方に請求がございまして、日本維新の会の方から全額 76 万円分は市長の方に返還したという状況になっているところでございます。なお、日本維新の会の方からは、違法行為を行ったのが当該光本議員だということでございますので、この金額については請求をしているという状況にございます。

次に、事象 3 について事務局から説明があり、次のとおり質疑応答があった。

委員 どう聞いてええかわからへんのですけれども、200 万円は高すぎたと。けれどもそれは一旦その会社に支払われてる。いやもっと安いお店というか、別の方法、別の調達方法があったんで、そちらに発注した。けれどもその 200 万円は、相手方に行ったままというのは、事務局とか党派とかは、どういう仕事をしてはるんかなど。何をチェックして何をチェックしなくていいか、すいません、あの、理解に苦しむんですけれども。どういうことをしなければならなかったんでしょうか、それともしなくてもいいような制度だったんでしょうか。

会長 これはどうですかね。制度の説明として、まず制度がどうなってるかっていうのを事務局からご説明いただけますか。

事務局 これが起こった当時の制度としましては、こういった納品がされる前に前金を払うとか、あるいはその納品される前にキャンセルをすとか、あるいはお金を払ったけれどもなかなか半年ほど返ってこなかったという、そのものにつきましては、その制度上、当時は禁止をされていなかったというところになっております。ですので議会としましては、昨年 6 月に制度検証の特別委員会を設けましてそのあたりは前金のあり方がどうだとか、あるいは納品確認がどうだとか、あるいはキャンセルをすのはどうだというあたりにつきましては、制度検証の中でしっかりとやっていかなきゃいけないということで、今議論しているというところでございます。

会長 ありがとうございます。

それを踏まえて、あと、そういった制度の中で何かお聞きになりたいところ。あと会派の方なんですかね。

委員 会派の方になってしまうので。多分それは今日望ましくないかどうか迷いながら質問させていただきました。

委員 さっきも私言うたように、会派が何やってたんやろなど。

会長 まあ、急に、具体的な質問が飛ぶとお答えしづらいかなど思ってるんですが。

議員 今のあの、委員のお話、何と言いますか、これを時系列でお話いたしますと、会派報を発行するという事実は決定しておりました。それに関しまして、政務活動費で経費を執行するという事も決まっております。ただ、会派会議で決まっていた内容が、前回、第5回検証委員会の議事録にもあるんですけれども、10月25日付けで、そのK社といわれるところへの見積書とございますか、そういったものが出ております。しかし、私たち、11月1日に会派会議を行いまして、この内容をいろいろ検討していたところ、印刷会社の決定がなされておりました。それは11月1日に大手の通販印刷会社で印刷をしますと、たくさんの部数の発注、実は発注回数が10回ほど、1回の発注数が2万部というのがそちらの規定ですので、10回の発注とかになると手間もかかるということで、一旦印刷会社の選定はそこで止まっております。ところが、11月2日に、光本議員がメモで、会派職員さんに出金の内容をこれでお出しということで、204万円出金依頼して出したということでございます。会派職員さんは会派会議に入っておりませんので、会派会議で会派報が発行される事実はわかりますけれども、幹事長から、依頼された内容でございますので、そこで出金したということでございます。

私たち会派議員におきましては、まだその時点でその出金の事実も把握しておりませんでしたし、その次の会派会議が11月8日でございます。そこでも私たち他の会派議員は大手印刷会社だとやはり手間もかかるし、どうしようかという認識でおりました。ところがその後、安い印刷会社さんが見つかったので、そこにしようかという話になり、そこで、じゃあ、いいんじゃないかということで、印刷をそちらにお願いするっていう流れでした。その時点で会派の全員が、事前にお金が出されていたことは知っていませんでした。ということでございます。

委員 何て言ったら良いかわからないんですが、光本議員以外の、例えば事務職員の方っていらっしゃるかな。もちろん経理責任者が、会計責任者も、ひとかたぐりは普通なら知ってるのかなと思ったりするんですが、それさえ光本議員は黙ってやってたという。隠してというか、チェックシステムがなかった。

委員 会派のお金を議員さんは勝手に引き出しできるの。会計責任者を通さずに。そういうシステムになってるんですか。

会長 ごめんなさい、委員の、非常に端的な質問でございました。これは会派の方は今日はお答えはいただけるんでしょうか。次回以降でも結構です。

議員 光本さんと会派の事務員さんと、私達に報告なく引き出していたということです。

事務局 委員の方からのご質問ですけれども、制度上は、経理責任者が全て行うという形になっております。制度上はそうなっております。

会長 ここを掘り下げていくと、時間が足りなくなってしまうかもしれませんが、この本件、この事象3に限らず、当時、日本維新の会さんの会派の中で、経理処理、実際の実務、現場の作業がどうだったのかっていうのは、おそらく今後もお尋ねしたいことがあるかと思うんですが、これは、事務の方にも負担をおかけすることを懸念しますけれども、事務職員の方も含めてご協力はいただけますでしょうか。

議員 会派職員といいますと、事務員さん。

会長 そうですね、今、私がおめんなさい、個人的に発言をいたしましたけれども、実際にお金の出金、お金の出し入れされたのはおそらく事務の方だと思いますんでね、議員の方が直接やられることはないと思いますので、事務職員の方にも、ご協力いただけないかなと考えております。

議員 事務職員さんは一般の方でございまして、警察の捜査等ではご協力はさせていただいているんですが、あまり表だつては、私たちでなんとかさせていただきたいなと考えておりますが。

会長 はい、わかりました。今後、方法については考えさせていただきます。ありがとうございます。

それじゃ、事象3、ちょっと時間使いましたが、他にございますか。

副会長 すいません。全体を通じて、確認ですけれども、そうすると経理責任者が、政活費の条例では8条で書かれていて、これは幹事長がなってもいいという、そういうふうになってるんですかね。中では。これ、誰がするっていうのは、会派にお任せという。

事務局 幹事長とは別に、経理責任者を置かないといけないというふうになってございます。ただ、経理責任者は誰がなっても、それは会派の方で決めることにはなりますけども、幹事長と別にということにはなります。ただし、当然無所属の1人会派の議員の方も今いらっしゃる。そういう場合は当然別ですけれども。会派の場合は、幹事長とは別にということになっております。

次に、事象4について事務局から説明があり、次のとおり質疑応答があった。

委員 先ほどから議員の方のお話にありました、会派の事務職員が出金したと。ただ、一般的に考えると、事務職員がやっても、経理責任者が判こを押さないと恐らくそういうのはできない、いわゆる検印を押さないと、そういうのはダメだと思うのですが、そういうことはやってなかったんですね。

議員 そういう確認をしておりますんで、これには経緯といいますか、ずっと光本さんがずっと幹事長という職をずっと3年ぐらいずっと続けておまして、その間ずっと私たちに相談せずお金を出金していたという経緯は、私たちに知らせることなくやっていたと

いうことです。

会長 ありがとうございます。私からも関連してですね、お尋ねしたいんですが。事務局にお尋ねしたいんですが、この件について、当然ながら出金して、じゃあどこに持っていったのか、あるいはどこの口座に入金したのかというのは調査の対象になるんでしょうけれども、その後、その調査で、どこに行っていたのがどこにあったのかっていうのはどこまで判明したんでしょうか。

事務局 会長おっしゃるように移動させた資金がどこに入ったのかということで我々としても、確認が必要ということで本人に確認しました。本人いわくは、Web 通帳ということでおっしゃいまして。そういうことでしたら Web 通帳をプリントアウトしたものを紙で提出をしてほしいということで、その紙の提出は受けました。そこに 250 万円入っているということと提出があった時点ではその資金の移動がないということでの明示がされた紙が出てきたんですけども、そこに表示があった通帳の支店名、口座というものが、実はその後、会派の方で光本議員に対してまた Web 通知の写しというものを提出してほしいということで会派がその後依頼をしたんですけども、その会派に提出があった Web 通帳の写しの支店名口座と我々に提出があったその支店名口座が違っていたということがございました。そういうこともございましたので、今年の 6 月 14 日の市議会の会派代表者会という場におきまして、その事実を光本議員本人に確認を、各会派の代表者からしていただいたんですけども、そのときはその当日、プリントアウトした際に、システムのエラーが起こった、いわゆるバグったということで、ですので、エラーが起こったので、そういった支店名とか口座番号のその表記になったということで提出したんだということで本人からはそういう説明があったということです。実はその会派代表者会の場でそうでしたら実際に 250 万円がその通帳に入ったという確認と、その 250 万円が私的に使われていないという確認をしたいということで口座を改めて見せてほしいという話になりまして、その場でその通帳を開帳するようにということも申ししたんですけども、結局そのログインの際に、例えばパスワードエラーがあったりとかして確認ができなかったということになっております。その後、会派代表者会の場で後日、銀行の窓口と一緒に行って、その通帳をまた見せてもらうということで、約束をしたんですけども、その後弁護士を通じてくれということで結局通帳の方の確認ができていないという状況になっております。

会長 はい、ありがとうございます。結局、どこの口座に行ったかはわからない。今のところわかってないということなんですね。わかりました。

次に、事象 5 について事務局から説明があり、次のとおり質疑応答があった。

会長 ごめんなさい、私から事務局にお尋ね、確認をさせていただきたいんです。これは非常に簡単な内容、ある意味、単純な内容でございます。これ問題にされているのはあれで

すか、光本議員から現金で出金されたのを後日別の方が返金された、ということなんですかね。それとも光本議員がそのまま返金された、ということなんでしょうか。

事務局 光本議員が返金をしてきまして、それを受け取ったのが会派職員が受け取ったのではなくて、光本議員から日本維新の会の方の表記のある 2 人の議員が受け取ったという意味になっております。ですので、そこを問題視は特にはしておりませんが先ほどの事象 4 で、同じ日に 1 人当たり 25 万円分というのを動かしてるんですけども、この 1 人当たり 25 万円というのがその会派としての内規で、1 年間に、例えば書籍を買うとか、あるいは研修に行くとか、そういった個人として使えるものとして年間 25 万円というもの、実際は 22 万 5000 円だったんですけども光本議員おそらく勘違いをして 25 万円にしたということなんですけども、そういったその書籍を買うというお金として 1 人当たり 25 万円を別口座に移しながら、また、同じ日に別に 6 万円というものを、また引き出しているというあたり、そのあたりが不可解といいますか、ということでは思っているところがございます。

会長 ちょっと今のご説明ですとあれですか、光本議員が 1 人当たり 25 万円としてですね、25 万円を超過して、さらに 6 万円を出してる、そこを問題にされてるんでしょうか。

事務局 そうですね。ですから 4 月 20 日に 250 万円と、あと 6 万円を出金されている。ということと、あとその 6 万円を出金するに当たっても、特にその見積書とかあるいは請求書とかそういう支出するその根拠がなく 6 万円というものが出金されているというあたりが問題といいますか、不可解といいますか、そういった認識をしているところがございます。

議員 先ほどちょっと事務局次長のお金の流れの説明でちょっと間違いがありましたので訂正させていただきます。6 万円の出金については、会派職員から出金をされて、返還についても会派職員を通じて返してもらった、会派職員に返還したということになってますんで私も議員が直接光本議員から受け取ってはおりません。そこはちょっと訂正させていただきます。

次に、事象 6 について事務局から説明があり、次のとおり質疑応答があった。

委員 ちょっとわからないこれ。5 月 31 日に光本議員の指示で出金したと。その 2 行、3 行下ですか、同じ 5 月 31 日に光本議員より会派職員に返金したと。同じ日に出して同じ日に返金したということなんですか。なんでやねんと。全然わからない。しかもその職員がロッカーに放り込んだまま 10 日間もというのは。普通だったら、まずありえないと思うんですけど。

議員 その日に 81 万円出して、その日に返していただいて、それをロッカーに入れさせていただいたということです。

会長 委員も不思議だなと、お思いの部分があるかと思うんですけど、当然ながら、会派

もその点は調査、内部でされたことと存じますけれども。その経緯とかですね、もし、その後、わかったことで、今ご説明いただけることがあれば、教えていただけませんかでしょうか。そんななぜロッカーに入れたままであったとか、あるいは光本議員からなぜ出してすぐ戻したのかとか。

議員 光本さんとのお話もずっとさせていただいておりませんし、今のところ、言えないと
いいですか、ということです。今はわからない。

会長 そうですか、わかりました。多額の現金がロッカーに何日間かあったという点についてそれは何か理由等々はご説明いただける部分ございますか。

議員 なぜロッカーに入ってたかっていうことは、もう私たちはもうちょっとその辺はもう
わからなかったということなんですけど。

事務局 我々が聞いたところによりますと光本議員からすぐ返金があったけれども、それを
ロッカーに入れたまま会派職員は、失念していたという、要は口座に返すことを失念して
いたということで、説明を受けております。

委員 意見というほどのものでもないんですけど、当時の日にちを今カレンダー調べたら 5
月 31 日火曜日で、それから次の週の 6 月 9 日、木曜日になると思うんですけど、平日だ
から。次の日すぐに、例えば銀行に行くとかってことも可能だったろうということはち
よっと不思議に思ってます。単なる、発言です。

会長 ありがとうございます。事象 6 までこれで最後までできましたが、事象 1 から事象 6 を
通じて何かご質疑あるいは、ご意見ございましたらお願いします。

委員 神戸市会には、この政治倫理条例なるものがなくて、尼崎市議会さんは、それをもう
お持ちやいうことから、極めて倫理面では、高い志をお持ちの議会なのだろうと。最初に
私申し上げたように、8 年前神戸市会は、具体名は公開されてますんであれですけども、
ある会派の皆さんそれぞれの結託により、最終的には約 4000 万円が詐取された事案があ
って、3 名の議員が逮捕された、1 名は途中で亡くなりましたので、なんですけれどもそ
のときも裏帳簿を、会派の事務員が、会派のその方いわく団長の指示に基づいて、神戸市
会の幹事長はトップじゃなくて団長がトップなんですけれども。その方の指示に基づい
て作っただけやというふうなことを言われたことがございました。今回会派職員の方が
ここの場みたいなお呼びするわけにはいかない。一般的にはいかないというふう
には思うんですけども、会派の残された皆さん方は、自分たちがほったらかしにして
おったがために、結果的にこういう事態を招いておりますんで、神戸市会は議長がこの検
討会 12 名を代表して、兵庫県警に告発を 3 回しに行きました。本来であれば、こういう
志の高い条例をお持ちの、皆さん方がその条例制定当時いらっしゃったかどうかわかり
ませんが、日本維新の会の皆さん自身が事務局長に代わって告発をする方法もあ
ったかなあという気がするぐらい本件については会派の、申し訳ございません、こんな言
葉使ったらあかんのかもわかりませんが、あまりにもずさんな経理処理が招いた
ことなんかなど。今回、対象者は光本議員個人というふうになっておりますけれども、会

派もそのそしりを免れないのではないかなという気がしております。私の恥ずかしながらの経験からそう思いますので、次回以降、何がどうか具体的に明らかになっていくのかどうか、この政治倫理審査会がどれほどの権限を持たされてるものかちょっと私には理解できてない部分がありますので、会長をはじめとして、他の委員さんそれから事務局、それから何より会派の方々のご協力を得て、審議が進められたらなと思っております。意見です。

(3) 次回の審査会について

会長から、次回の審査会については、政治倫理基準違反の審査等を進めていくにあたり、関係者に出席を求めたいと思う。については、具体的な関係者の選定については、会長に一任願いたいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

11 閉会